

福岡県公報

令和五年七月二十八日
第四百十八号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

改正

(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十六号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和五年七月二十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表久留米市の項中

久留米市城島体育センター	〃	城島町栖津一四六八番地	を
久留米市城島体育館	〃	城島町栖津一四六八番地	に、
同表うきは市の項中			
御幸コミュニティセンター	〃	浮羽町朝田五六二番地一	を
御幸コミュニティセンター	〃	浮羽町朝田五六二番地一	
御幸コミュニティセンター	〃	浮羽町朝田五六二番地一	

るり色ふるさと館
同表糸田町の項中

吉井町九八三番地一

糸田町文化会館

三七六五番地一

糸田アリーナ

三七七八番地一

に、
を
に改める。